

豊中市制施行 90 周年に係る記念ロゴマーク等の使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊中市制施行 90 周年記念ロゴマーク及び周年名称（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものである。

(ロゴマーク等)

第 2 条 ロゴマーク及びその仕様は別記 1 のとおりとする。

2 周年名称及びその仕様は別記 2 のとおりとする。

(使用の目的)

第 3 条 ロゴマーク等の使用は、市制施行 90 周年という記念すべき節目の年を、市民をはじめ多くの皆さんと祝い、豊中のまちづくりの推進や魅力の発信に資するものでなければならない。

(使用承認の申込み等)

第 4 条 ロゴマーク等の使用を希望する者は、あらかじめ豊中市制施行 90 周年に係る記念ロゴマーク等使用承認申込書（様式第 1 号）を市長へ提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 市が使用（共催事業を含む）する場合
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合
- (3) 市が後援、協賛、推薦等を承認した事業において使用する場合
- (4) その他市長が承認を要しないと認めた場合

(使用の制限)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマーク等の使用を制限する。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものや、前条のロゴマーク等の使用の目的になじまないと考えられる場合
- (2) 市制施行 90 周年や市のイメージを損なう場合
- (3) 市が推奨していると誤解を招くおそれがある場合
- (4) 市が特定の個人、政党又は宗教団体に対し、支援若しくは公認している又は支援若しくは公認しないとの誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 第 7 条各号に掲げる事項を遵守しないおそれがある場合
- (6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (7) 豊中市暴力団排除条例に掲げる暴力団の利益になるおそれがある場合
- (8) その他市長が不相当と認める場合

(使用の承認・不承認)

第 6 条 市長は、使用承認申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、結果を豊中市制施行 90 周年に係る記念ロゴマーク等使用承認通知書（様式第 2 号）、又は豊中市制施行 90 周年に係る記念ロゴマーク等使用不承認通知書（様式第 3 号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認にあたっては、必要な条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた内容のみに使用し、承認に付された条件に従うこと
- (2) ロゴマーク等は第2条に定める仕様以外の形で使用してはならない
- (3) 商標登録、意匠登録等、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録をしないこと
- (4) ロゴマーク等によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承しないこと

(使用期間)

第8条 ロゴマーク等を使用できる期間は、承認を受けた日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

(使用料)

第9条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(使用の確認)

第10条 市長は、使用内容の確認のため必要に応じて使用者に対し、ロゴマーク等の使用に関する資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

(承認の取消し)

第11条 市長は、次の各号いずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、使用商品等の回収等の措置を請求することができる。また、使用者は、使用承認が取り消された場合は、承認取消の日から使用することができないものとする。

- (1) 使用者がこの要綱に違反していると認められる場合
- (2) 第5条の各号のいずれかに該当した場合
- (3) 前条の使用内容の確認に応じず、又は虚偽の報告を行った場合
- (4) 申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (5) 前各号のほか、市長が不相当と認める場合

(経費の負担)

第12条 市は、この要綱による使用承認の申込に要した費用及び使用の実施に係る経費は一切負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 市は、ロゴマーク等の使用を承認及び承認を取り消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

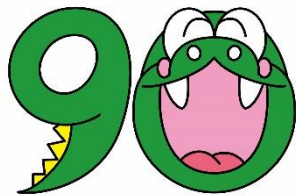
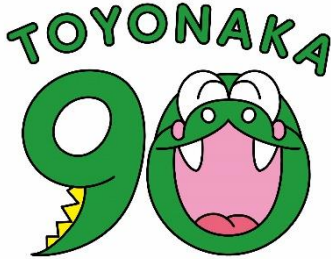
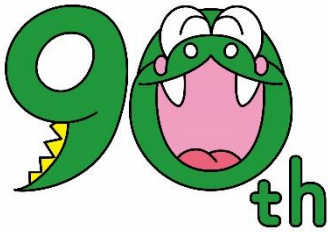

附 則

この要綱は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

別記1

ロゴマーク

注) 原図はカラーである。

(1)	(2)
	
(3)	(4)
	

仕様

- ① ロゴマークのデザイン及び色は、上図のとおりとする。ただし、ロゴマークのモノクロ表示・印刷は可とする。
- ② 図の縦横比は変更してはならない。ただし、原図の縦横比のまま拡大・縮小は可とする。
- ③ 図の背景色は白に限らず変更できる。ただし、ロゴマークで使用している色と区別できる背景色であること。

別記 2

周年名称の種類

- (1) 豊中市制施行 90 周年
- (2) 豊中市制施行 90 周年記念

仕様

- ① 基本名称は(1)のとおりとし、事業名等に冠付けする場合は、(2)のとおり表示すること
- ② 市が使用する場合において、主催者名その他の表記により豊中市の市制施行 90 周年であることがわかる場合は、単に「市制施行 90 周年」又は「市制施行 90 周年記念」と表示することができる
- ③ 書体、文字の大きさ及び色は自由に変更することができる
- ④ 市以外の者が使用する場合は、その表示、印刷物等の中に、発行者、主催者等が明示されていること